

別記様式第1号(第四関係)

ふ か い し ち く か つ せ い か け い か く
深石地区活性化計画

広 島 県
広島県庄原市

平成20年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	深石地区活性化計画			計画期間	平成20年度～平成22年度
都道府県名	広島県	市町村名	庄原市	地区名	深石

目標：

基盤整備(区画整理)の実施により、より効率的な農業と安定した農業経営の基盤を整備するとともに、集落法人による経営とすることで離農防止を図ることから、地区の集落戸数の減少率を抑制（△8.3% >0.0%）させる。
△8.3%（H20年～H22年の3年間で8.3%の減少率）

目標設定の考え方

地区の概要：

本地区は農業を主産業とする庄原市に属し、大根やリンゴを特産とする旧高野町の北部に位置する。標高は600m前後の一級河川和南原川に沿って開けた農地と、その周辺の山林を含む深石集落を対象とした区域である。

本地区にあるほとんどの農地は、隣接する深石集落の農地とともに、第一次農業構造改善事業深原・深石地区として、昭和39年度から昭和44年夏にかけて整備しており、本地区においては昭和40年度に整備を完了した。

本地区では12戸のうち10戸が農家であり、農業機械については、共同利用の機械を有するものの、個別経営により農業が営まれている。

現状と課題

現在まで当該区域においては離農・農地の荒廃はないものの、農業従事者の高齢化は進んでおり、今後も進行することが明らかである。また、昭和40年度に生産基盤の整備が完了したものの、表土下層の礫層の存在は、水稻以外の土地利用や作物の振興を難しい状況にしている。

そこで高齢化の進行に伴う体力の低下と汎用化の乏しい農地条件に伴う営農意欲の減退により、今後、離農と耕作放棄の発生が予想されることから、この状況に対処するため、集落法人を始めとする担い手が中心となった力強い農業構造を確立し、来るべき状況に準備しておくことが緊急の課題となっている。

今後の展開方向等

法人化した集落営農集団により継続して営農を行っていくためには、より効率的な農業と安定した農業経営の基盤を整備する必要がある。
そこで、現在の農地を再整備することで大型機械による、より効率のよい農作業環境と汎用性の高い農地を整備するため、基盤整備(区画整理)に取り組むとともに、全戸参画による担い手を中心とした法人経営により、力強い農業構造を確立と体力に心じた農作業参加とすることで、耕作放棄地の発生と離農を防止し、集落の現況戸数を守ることで活性化に資するものとする。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
庄原市	深石	墓地整備(区画整理)	庄原市	有	イ	

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし

3 活性化計画の区域

深石地区(広島県庄原市)	区域面積	177.6ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積は177.6haであり、このうち農林地は156.3haで88%を占める。 また、農林漁業従事者は19人であり、全就業者数(28人)の68%を占める。 以上から、当該地域において農業が重要な役割を担っている。		
②法第3条第2号関係: 戸数の減少(H11度:14戸 → H15度:13戸 → H19度:12戸 最近4年間で戸数△1戸8%減少)。 高齢化率の上昇(H11度:30% → H15度:32% → H19度:35%)。 以上から、定住促進が当該地域の活性化にとって有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係: 当該区域の集落形態は散在集落であり、生活圏の中心都市である三次市までの所要時間は約1時間である。 また、当該地域には木材製材所が1戸あるのみで、商店はないことから、 既に市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者				
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

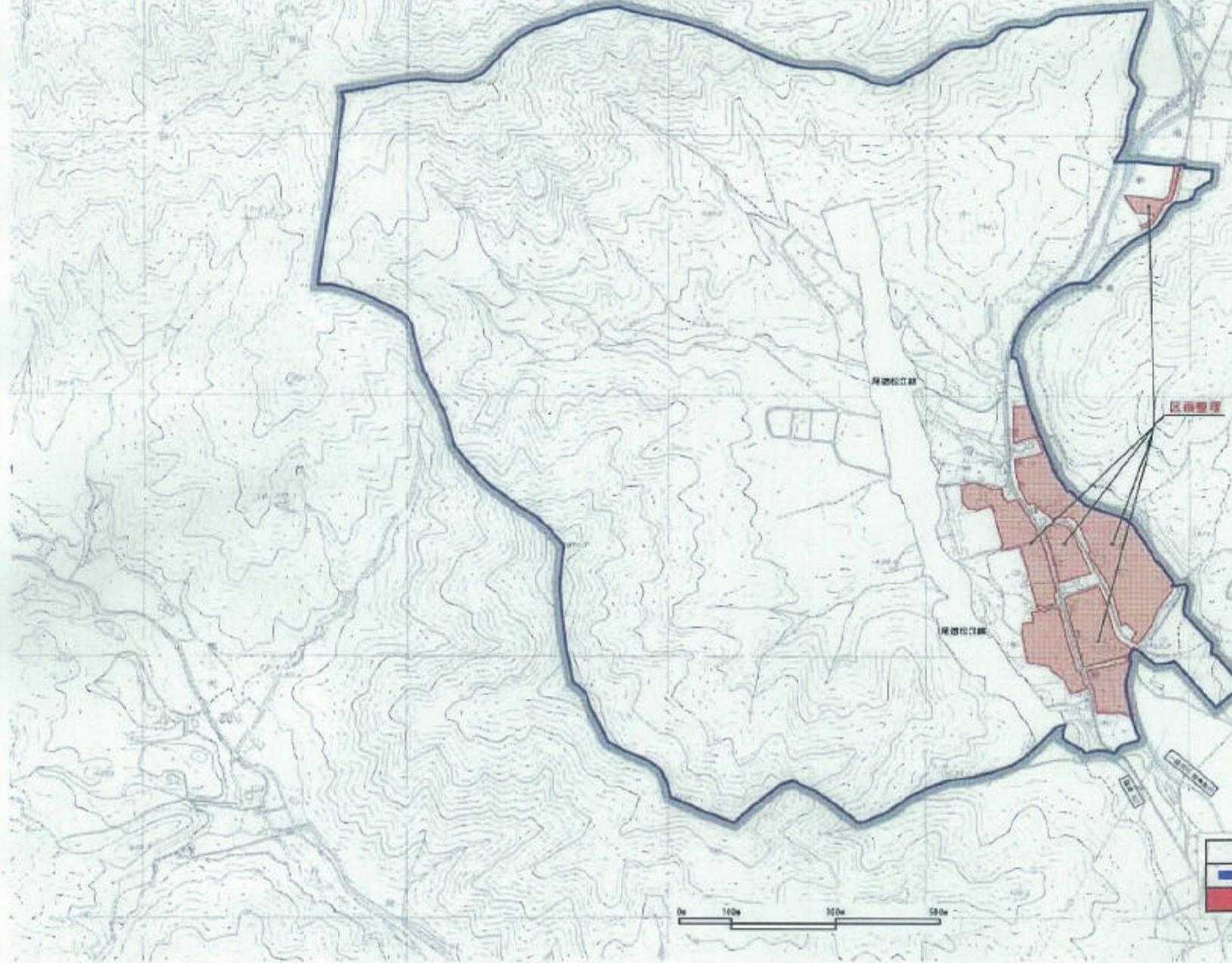
事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準 ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準 ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する二項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画区域内の戸数について、計画終了年度の翌年度である平成23年4月1日時点の住民基本台帳により、達成状況を評価する。

深石地区活性化計画区域図

深石地区活性化計画区域 (177.6ha)



凡 例	
活性化計画区域	事業区域

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
ひろしまけん (代表)広島県 ひろしまけんしょくばんし 広島県庄原市	平成20年度～平成22年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
広島県 農林水産局 農山村振興課	082-513-3655	082-226-1301	nousonkikan@pref.hiroshima.jp
庄原市 高野支所 環境建設課	0824-36-2113	0824-36-2062	kenseijigyou-tak@city.shobara.hiroshima.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出		
		(計画期間終了時の事業実施地区における担い手への経営等農用地面積÷事業の受益面積)(目標)×100-(事業実施地区における担い手への経営等農用地面積÷事業の受益面積)(現状)×100		
定住等の促進に資する担い手への農地利用集積	98.5%		$6.9\text{ha} \div 7.0\text{ha} \times 100 - 0\text{ha} \div 7.8\text{ha} \times 100 = 98.57$	
事業活用活性化計画目標の設定根拠				
本計画は、深石地区において区画整理7.0haを実施するものである。これにより、大型機械による、より効率的な農作業環境を整備し、かつ汎用性の高い農地を整備し、集落法人(平成21年3月設立予定)により継続して営農を行うことで、力強い農業構造を確立し、離農と耕作放棄地の発生を防止し、集落の定住戸数の維持を図り、活性化に資することを目的としている。 そこで、事業活用活性化計画目標は、集落法人(平成21年3月設立予定)の安定した運営に欠くことのできない指標である農地利用集積を設定した。				
事業活用活性化計画目標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出		
事業活用活性化計画目標の設定根拠				

(交大文叢書卷之四)

Ⅳ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

III 優先枠を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別摘要)

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出	
1 飲食店等緊急条件枠(市町村枠)				
2 農林漁業用ヤレンジ支給制度枠				
優先枠指標の設定根拠				
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性		
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出	
1 飲食店等緊急条件枠(市町村枠)				
2 農林漁業用ヤレンジ支給制度枠				
優先枠成果指標の設定根拠				
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性		

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	広島県、広島県山原町	
計画期間 実施期間	平成26年～平成29年 H26.3～H29.3	事業実費(交付金) 11,000千円(61,050千円)

1. 1. 1. 計画について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、島上漁村の活性化のための活性化及び地域交流の活性化に関する法律及び同法に基づき認定する基準に適合しているか	<input type="radio"/>	本事業の導入により、本地区の活性を活性化し、活性化が図られるものである。
市町村連携計画、森林資源地図等に基づき、二輪改良・美化計画、森林整備基本計画、特許権登録済み技術開発計画その他の各種開発戦略・政策との連携、市町・説明会等が図られているか	<input type="radio"/>	「丹波篠山市森林活性化計画」(平成26年)の森林整備等基準を適用し及び新規合併建築地計画に本地区の空き地位並付けられており、各社は、市町・説明会との連携等が図られていると判断する。
活性化計画及び交付対象事業者は、林業者・林業者等の会員を中心とした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	<input type="radio"/>	深石地区一辺会での住民の合意を得ている。
平成の準備体制は確立されているか	<input type="radio"/>	前述の深石地区自治会が準備にあたっている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	<input type="radio"/>	目標は定位戸数の性格であり、事業活用活性化計画目標に法人経営を構かんものとするための実績としており、整合性が確保されていると判断する。
計画期間・実施期間は適切か	<input type="radio"/>	計画期間・実施期間とも4年としており、支給交付金実績要件第3の4及び要件第3の1に照らして適切である。
交付金支度額は交付限度額(事業費×交付額算定期交付率)の範囲内か	<input type="radio"/>	事業費11,000千円のうち61,050千円(55%)、事業費2,000千円のうち1,085千円(50%)であり、限度額範囲内である。

2. 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を交付付金一切り合えて交付対象とするものでないか	<input type="radio"/>	各地域で、自力若しくは他の助成による実施又は既に完了した施設等を切り合えて交付対象とするものではない。
既存施設若しくは今後又は計画を利用して既存施設を用いる場合は、島上漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運営に定める基準を満たしているか	<input type="radio"/>	
交付対象とする施設等は計画年度開始日の前日年数等に當する年(昭和40年入管省令第34号)が表等による計画年数が該当する年(昭和40年)のものであるか	<input type="radio"/>	最も短い計画年数は舗装(アスファルト)の10年であり、6ケントのものである。

市長による効果の発現は現実に見込まれるか		
貴社が公示分野の手法に着目か(黒川選出活性化プロジェクト支援企画金における公示を対象分布の実施について(平成9年5月1日付企画第106号長谷川先生大臣直属通知)に上り直切に行われているか)	○	本振区より前年度から賃料支払実績分析に着手していただき、「土地改良事業の賃料対効果分析に関する基本指針」ではなく、従前の直切により直ちに着手している。
上記の賃料対効果分析による算定期間が1.0以上となっているか	○	従前の直切により算定した結果、投資効率は1.77倍である。
市長実務主体等について実施要否等に定める要件等を満たしているか	○	要件同様にされ、粗利への賃料対効率等が満たされ、事業実行主体は片原市であることから実施要件等に定める要件を満たしている。
個人に対する交付ではない、また日割外使用のうそぞがないか	-	
施設等の共沿用の見通し等に適正か		
地利開拓の利点となる駅前をもつてよ当該地区の入り込み数や都市との交差状況(現在と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の駅前駅構造の駅存続率と利用実況等を踏まえているか	-	
利用地者、ヨド物販など行政の利用形態を踏まえているか	-	
駅構等の構築や設置等、地域に与する他の駅段との有機的な連携等、当該施設の利用環境等について承認されているか	-	
市長基準等は適正か		
当社が収集していないか	○	■業者については、二塊改良工事収集基準により適正に算定している。
起算・整備コストの仕様に満たしているか	○	各土に生ずる地主について、当区内の道場工座として算定する計画としており、ニース・純減に努めている。
当市駅構は交付対象として適正か(必要工事はあるか、計画の古いものを交付対象としていないか)	-	
(注)は交付対象として適正か(計画工事の古いものを交付対象としていないか)	-	
盛岡市足跡所は、駅の立地性、駅の渋滞等の利便性等、施設の設置工事から勘案して適正か	-	
施設用地が確保されていながら又は確保される見通しがついているか	○	計上は地元の意見を反映しており、農道拡幅のため未地買取の件は×回については、地権者から回答を得ている。
事業実務主体の負担・担保・制限資金の返戻率を含む)について十分検討され、適正な資金調達・回収戻還・当が策定されているか	○	合計で負担を活用し事業を行うものであり、適切な資金計画を行っている。
盛岡後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持や駅構面は適正か(施設の駅構・更新に必要な資金は負担がみか)	○	整備後の道場諸施設における駅構・駅構面などの資本についても、将来より受取者による駅構管理で合意を得ている。
取扱をいつ承認するか(あっては取扱手はを策定しているか、また、取扱手は経営診断を受けるなど適正なものとなつたらか)	-	
社の事業との合意施行手の場合、事業者の接次者が適正に行われているか	-	